新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ®カプセル)の介護老人保健施設等での円滑な投与について



公益社団法人 全国老人保健施設協会

外部の医療機関の医師が電話や情報通信機器を用いた診療

○ なお、介護老人保健施設等の入所者に対して、外部の医療機関の医師が本剤の処方を 行うにあたっては、外部の医療機関の医師が往診すること以外に、下記にお示しする事 務連絡や、情報通信機器を用いてリアルタイムに行う診療については「オンライン診療 の適切な実施に関する指針」(**2)を遵守することで、電話や情報通信機器を用いて診療 することも可能です。

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課他連名事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」(**3)という。)の記の3.(1)において示された取扱いは介護老人保健施設等で療養する者についても同様です。外部の医療機関の医師が電話や情報通信機器を用いた診療を行うにあたっては、診断等を行った介護老人保健施設等の医師が、当該医療機関の医師に必要な情報提供を行うなど、令和2年4月10日付け事務連絡と情報通信機器を用いてリアルタイムに診療を行う場合は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を参照して対応ください。

<令和2年4月10日付け事務連絡(一部抜粋)>

自宅療養又は宿泊施設等での療養とされた軽症者等について、自宅や宿泊施設等での 療養期間中の健康管理において、新型コロナウイルス感染症の増悪が疑われる場合や、そ れ以外の疾患が疑われる場合において、当該患者の診断を行った医師又は新型コロナウ イルス感染症の診断や治療を行った医師から情報提供を受けた医師は、医学的に電話や 情通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であると判断した範囲において、患者 の求めに応じて、電話や情報通信機器を用いた診療により、必要な薬剤を処方して差し支 えないこと。

令和4年10月14日事務連絡:新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ®カプセル)の介護老人保健施設等での円滑な投与について

同意書の扱いについて

- 高齢者施設等において患者又は代諾者の同意書がその場で取得できない場合の 対応について
 - ・ラゲブリオについて

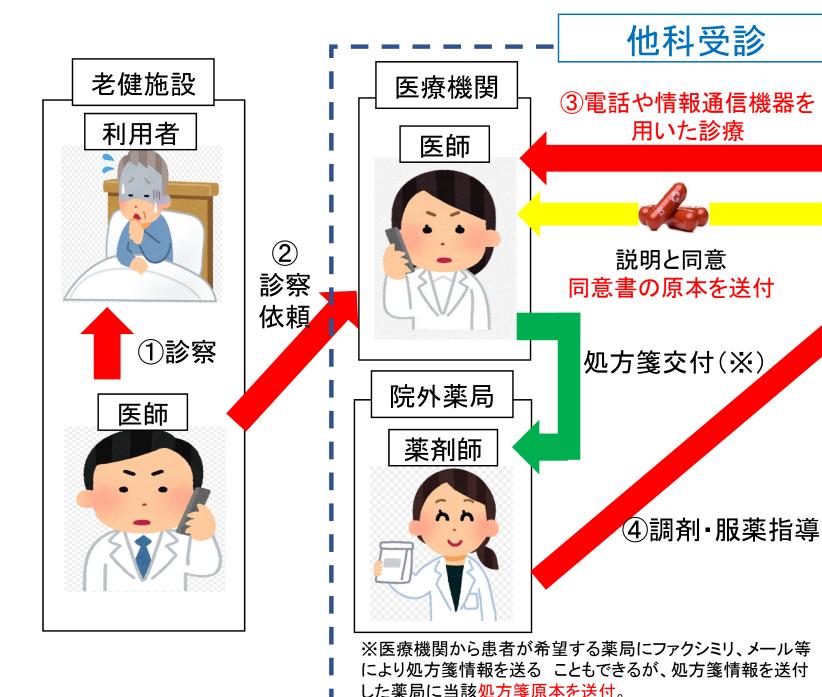
令和4年9月15日付け事務連絡においてお示ししているとおり、国購入品・一般流通品のいずれについても患者又は代諾者に病状説明を実施する際、その場で同意書を取得できない場合においては、病状説明を実施した医師が患者又は代諾者から口頭にて同意を取得した上で、その日付とともに診療録に明記すること。

なお、同意書の原本(患者又は代諾者がサインしたもの。電子署名も含む。)は後日、必ず処方した医療機関等に郵送、FAX、もしくは電子媒体等で送付させるようにすること。また、送付された同意書は処方した医療機関等において保管すること。

また、医療逼迫状況下で医療機関がひとりでも多くの患者を診療するため同意文書取得が困難であると判断する場合は、口頭にて同意を受けることにより、文書による同意取得は省略しても差し支えない。この場合も、口頭で同意を得た日付を診療録に明記することが必要であり、郵送等により事後的に文書による同意を得ることに努めること。

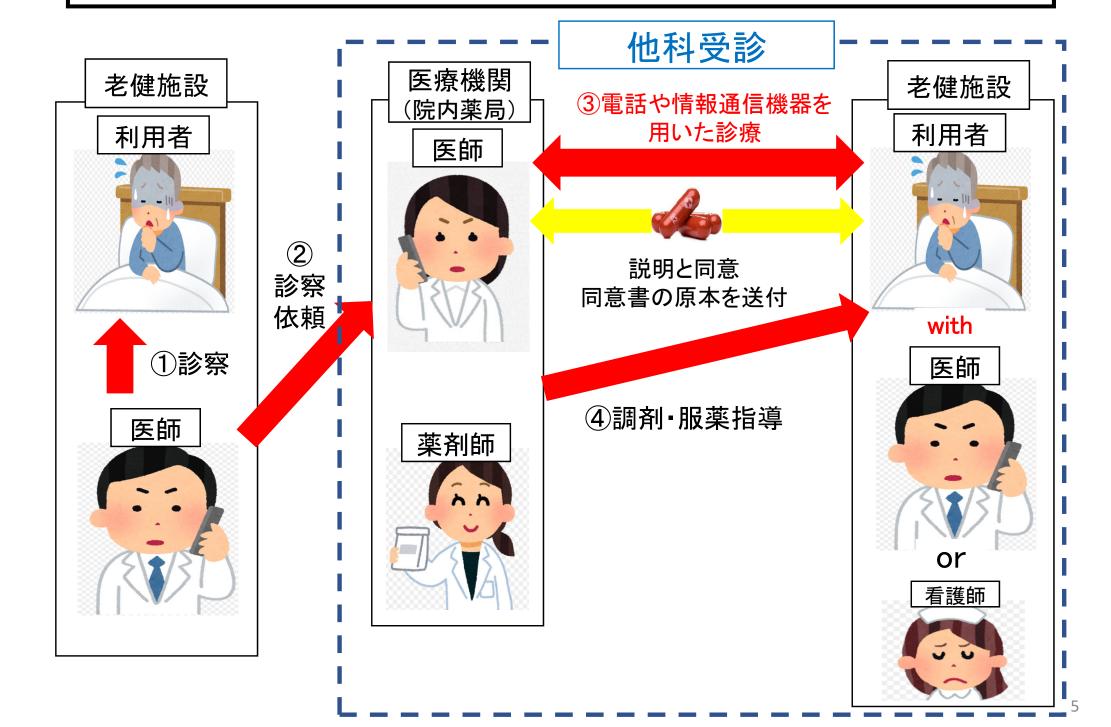
なお、文書又は口頭のいずれの方法で同意を得る場合でも、同意取得に当たっては、製造販売業者が準備する同意説明文書に沿って説明すること。

外部の医療機関の医師が電話や情報通信機器を用いた診療の流れ(詳細版)



老健施設 利用者 with 医師 or 看護師

外部の医療機関の医師が電話や情報通信機器を用いた診療の流れ(詳細版)



診療・処方につなぐことができる体制の事前確認やシミュレーション

施設側の確認事項

- ・先方の医療機関が電話や情報通信機器を用いた診療の仕方や診療報酬上の算定の仕方を理解できているか?(医療保険を利用するため、位置づけ的には他科受診していることになる。)
- ⇒事務連絡等を事前に先方の医療機関に示し、確認をして頂くこと。 (<u>医療保険上の請求になるため、老健施設側からは、通知を示し、正しい請求をか</u>けて頂くしか対応はございません。)
- ・処方される薬は、いつ、だれが、処方箋の原本を薬局にもっていくか、また、処方された薬はだれが取りにいくのか、確認がでてきるか?
- ⇒オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて(事務連絡令和4年3月31日)で、『医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法(昭和35年法律第146号)第23条から第27条まで及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること』とされている。施設側は事前に医療機関側と薬局側と調整して、薬の流れを確認しておくこと。(※電話や情報通信機器を使用した場合でも、他科受診となるため、その辺りは十分に考慮しておくこと!)
- ・薬の同意書の説明者は誰になるのか?
- ⇒電話や情報通信機器をした場合、説明者は受信先の医師となるので説明者名を記載して原本を送付するか、空欄で送付するかの調整をしておくこと。